

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和7年度第2回水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

2 開催日時 令和8年2月13日（金）午前10時00分から11時30分まで

3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

4 出席した者の氏名

（1）委員 五十嵐 博，池田 幸也，小田倉 康家，川野邊 洋美，草柳 茂春，小森 正巳，
多田 厚史，立川 利行，中庭 由美子，滑川 友理，武藤 邦彦，谷萩 美智子，
渡辺 一良

（2）事務局 小林 秀一郎，三宅 陽子，石丸 美佳，國井 敦男，深谷 浩一，高橋 慎一，
成田 拓生，羽方 寿秀，森 敬之，中嶋 義朗，佐藤 優莉菜

5 議題及び公開・非公開の別

（1）重層的支援体制整備事業実施計画（案）について【公開】

- ・ 本市における重層的支援体制整備事業の概要について
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

（2）その他【公開】

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

（1）資料1 本市における重層的支援体制整備事業の概要について

（2）資料2 令和8年度重層的支援体制整備事業実施計画（案）

9 発言の内容

別紙のとおり

事務局 本日は大変お忙しい中、水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、本日の出席者数でございます。委員 19 名中、出席 13 名、欠席 6 名となっております。半数以上の委員の出席がございますので、水戸市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項及び第 7 条第 4 項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。また、本日の会議につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第 3 条により、公開とさせていただきます。次に、本日の会議の資料について確認させていただきます。

《 資料の確認 》

事務局 それでは、ここで、会長から御挨拶をいただきたいと思います。____会長、よろしく願いいたします。

《 ____会長挨拶 》

事務局 ありがとうございました。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、水戸市社会福祉審議会条例第 6 条第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定により、____会長に議長をお願いいたします。それでは、____会長、よろしく願います。

議長 それでは着座にて進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。水戸市社会福祉審議会条例第 6 条第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定に従いまして、暫時、議長を務めさせていただきます。委員の皆様、御協力のほどよろしく願いいたします。

また、本日の会議は、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第 3 条により公開となります。傍聴人の方がいらっしゃいましたら入室してください。

事務局 本日、傍聴人はおりません。

議長 傍聴人はいないとのこと。次に、議事録署名人の選出でございます。私の方から指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。本日の議事録署名人に、____委員並びに____委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それではこれより本日の議事に入ります。議題 1「重層的支援体制整備事業実施計画(案)について」事務局から説明をお願いします。

《 事務局説明 》

議長 御説明ありがとうございました。重層的支援体制整備事業について、御説明をいただきました。国が法律に基づいて提案した事業を各市町村で実施するということになるわけですが、一般の方にはどう分かりやすく事業の内容を伝えていくのが難しいと思いつつも聞いていました。資料①の図が全体像を俯瞰して表していて分かりやすいと思います。相談支援と参加支援、地域づくりに向けた支援の三つがあり、どう支援していくのかというのがこの事業の中身だと思います。今までそれぞれ分野別の支援をやってきた中で、縦割りと言われる形から、対象者一人ひとりや御家族をどう支援できるのかと。誰しも生活していると色々な課題や悩みが複合的にありますが、それをどうやって支援していくのか

というのが重層的支援体制整備なのだ」と改めて今思ったところです。1年単位で計画を実施し、またそれについて評価していくということですが、委員の皆様から御意見、御質問等いただければありがたいと思います。

____委員 素朴な質問をさせていただきます。三つのカテゴリの中で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業というのは、新規で取り組んでいくのかなと思っております。アウトリーチをしようとしている人たちは、例えば福祉、医療とカテゴリ別に分けたときに、具体的にどのような人たちがどのくらいのレベルで存在しているのでしょうか。

議長 アウトリーチの対象として市が想定される方々は、どのような方たちなのか。難しい質問かもしれませんが、御回答をお願いできればと思います。

事務局 御質問ありがとうございます。アウトリーチの支援については、分野ごとの支援体制の中でも当然実施をしてきたところでございますが、今回新たに追加する機能としまして、どうしてもこれまで各分野の制度の枠に当てはめられなかった方が主な対象になります。その中で、表面化しているものについては庁内各課に確認しまして、支援が必要な状態だが支援に繋がれなかったケースをヒアリングしたところ、16件という数字が出ました。ただ、実際にこの事業で対象にする方は、まだ相談に繋がっていない方です。16件というのは少なくとも誰かの目に止まっている事例で、地域で本当に埋もれてしまっている方については未知数でございます。少し似ているものとして、ひきこもりの課題が挙げられますが、社会の中で概ね2%の方がひきこもり状態にあるというのが国の統計で出ているところであります。対象の方をどう掘り起こしていくのか、あるいはそういった方を気にとめていただけるような地域づくり、その両面から対象者を抽出していく必要があるかと思っております。後者に関しては課題になりますし、表面化しているものについては各課と連携してアクションを起こしていきたいと考えています。

____委員 ありがとうございます。これは少し私事で恐縮でございますけれども、弊社のパート社員が生活保護の受給者で、色々市に相談しながらケアをさせていただいていたことがあります。その方が突然出勤してこなくなって、お住まいの方に足を運んだのですが、電気はついていて、冬なので郵便受けから暖房の暖気が漏れてくるけれども応答がない。郵便受けには、市からの通知を含む複数の郵便が溜まっていたと記憶しております。結果的に市に連絡してお話をして、ひょっとしたら倒れているかもしれないということで警察にも相談しましたが事件性がないということで。そうこうしているうちに年を越しまして、強制的にやっただいたらもう亡くなっておりました。重層的支援体制整備事業は色々なケアができるということですが、この事例も早いうちにフォローやケアが来ていれば、そういった境遇に陥らなかったかもしれない。潜在的に埋もれている方たちは非常にいらっしやると思っています。そういったところを吸い上げながら、各関係職員の方と話し合っただけで調査していくことが非常に大事なのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長 具体的な御経験を踏まえてお話をいただきました。ありがとうございます。

事務局から御説明がありましたけれども、件数としては関係課で見えているニーズが一定数はあります。ただ実際には、助けてほしい、困っている状況を脱出したいと思ながらも、自分の問題として捉えて外に出すことが出来ないような、目に見えない潜在的なニーズがどれくらいあるかというのは、明確には数字で出せないと思っておりますし、だからこそアウトリーチ等を通じた継続的な支援事業があると思っております。

アウトリーチ等による支援というのは具体的にどのようなイメージを持てばよろしいのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。アウトリーチというと、端的に捉えると訪問、出向いて支援に行くということかと思いますが、今回国がアウトリーチ等と含みを持たせております。訪問するという形はもちろんです。今御意見をいただいたように潜在的な方をいかに把握、発見、調査するのか、地域でネットワークを作ってそういった方の気付きを収集してアクションを起こせるようにするのか。アウトリーチに結びつけるまでの関連する各種取組が含まれているものと解釈をしております。

議長 課題を見出す、発見する又は気付くということは、誰がどうやって進めるかというのが大きそうです。行政の役割として出来ることと出来ないことがあるのだらうと思いつながら聞いていたのですが、必要な方のニーズを把握するための支援だということでした。アウトリーチによる支援のところでは御意見、御質問をいただきましたが、この点でも結構ですし、その他のところでも構いません。なにかありますか。

委員 私は社会福祉の専門ではないですし、子どもと一緒に活動していますので、そういった視点でこういうものを見がちなのですが、子ども基本法が出来て、子ども家庭庁も出来て、それが市町村に降りてきているのに、なぜ制度対象に子どもが主体になっているものが一つもないのかと気になりました。子どもが権利を持った一人の人間として、権利の主体であるということが法律で決まっているわけですね。子ども政策課等が行う色々な支援は、親に対する支援ですね。日本の自殺率は下がっているのに、子どもの自殺率だけがものすごく上がってきています。私たち子どもの権利を勉強しているものに対しては、子ども一人ひとりに社会福祉の支援が必要だろうということが言われている中で、この政策の一つも子どもが対象になっていません。子どもとは18歳までのことを指しますが、わんぱくとかもどうしてももっと年齢が低い方向けで。そして、子育てをしているお父さん、お母さんに対する支援が厚くなっている。学校教育や他のところでの支援があるからここに入ってきていないのかもしれないのですが、社会福祉や地域福祉という視点で考えれば、子ども一人ひとりへの支援はとても大事なんだろうと思います。ヤングケアラーやネグレクトの問題に学校で気が付けば、そこが家庭への支援に繋がる。大抵子どもが入口になっている家庭の問題というのは、相談に結びつかないことがとても多いです。そういった意味でも、もう少し子どもが主体のものを入れてほしかったなというのが一つあります。

もう一つは、地域づくりに向けた支援についてで、どうしても縦割りになって難しいのかもしれないですが、地域や学校を巻き込んだ活動というのが水戸市の方でも水戸市第7次総合計画にも入っていたと思うので、地域協働活動をもっと活発にしないといけないとか、地域づくりの中でやらなくてはいけないというのを入れ込むことが大事かなと思いました。

議長 ありがとうございます。二つ御意見をいただきました。まず、この計画の中で子ども本人に対する支援又はニーズについては、事務局の方でどのような位置付けをされていますか。

事務局 御質問ありがとうございます。重層的支援体制整備事業としての視点からお答えさせていただきますと、事業自体の趣旨として、あくまでも従来の各分野ごとの仕組みは従来どおり実施していき、そこからこぼれてしまう制度の狭間の人や、既存の制度ではカバーしきれない部分を各事業と重ね合わせながら繋ぎ直して、困りごとを解決するにはどうしたらよいかを考えていく事業になります。対象者は広く全ての住民になりますので、当然子どもも対象に含まれていますが、子どもだけに特化したものではなく、広く全体を見ていく仕組みです。お話いただいたヤングケアラーに関しては、場合によっては本事業で支援をして、世帯全体を見ていくことになりますので、子ども関係の部署と連携をして

実施していくこともあろうかと思えます。こども主体の具体的な施策は、従来どおり各分野ごとに実施をしていくこととなりますので、御理解いただければありがたいと思えます。

____委員 ありがとうございます。それが分かりやすく書いてあればいいかなと思えます。保護者に対する支援は見えてきますが、こども一人ひとりが取り上げられているようにとはとても見えないので、分かるように書いてあると良いと思えました。

もう一つは、保護者に対する支援はこどもに対する支援になるのかということとそうではないということを入れたら、支援の体制を整えていただけると助かります。

議長 大切な御指摘をいただいていると思えます。資料②の4ページに、制度・事業中心の考え方から本人・世帯中心の支援へと転換していくと記載があります。本人という言葉にはこども一人ひとりといった意味合いも含まれるのででしょうし、こども自身に対する支援は担当課中心に行っていることが多いのかもしれませんが。そういった取組との連携だということと、こども自身の視点を支援体制の中に位置付けるということが大事だと御指摘いただきました。その辺を分かりやすくということですので、よろしく願います。

それから、もう一つ地域づくりというところで、学校と地域の連携を市として進めている中で、この事業の中での位置付けはどうお考えでしょうかという御質問だったかと思えますが、このあたりいかがでしょうか。

事務局 まず、私たちの立場からお話させていただきますと、国の求めている必須事業の中に学校関係は直接的には出てきません。ただ、当然こどもに関する課題であれば子育て支援の窓口や教育分野との連携が図られているものとは思えます。こどもに限らずですが、分野を越えた連携がうまくいっていないことによって、中々支援が上手く進まない事例があるかと思えます。そのために多機関協働事業という新しい機能を追加しまして、改めて課題の分析をし直して、それぞれの機関の役割分担と進捗管理をしっかりしていきたいと考えております。教育分野の方でも支援が必要な場合には、会議に招集しまして、役割分担等を図っていききたいと考えています。

議長 この事業としてどう捉えるか事務局から御説明いただきました。私は、他市町村でいじめの第三者委員会に関わっておりまして、それを通じてつくづく思うことは、いじめは法律にも位置付けられているものが色々ありますが、その背景に御家庭の福祉ニーズがあることは少なからず見え隠れします。お子さんそのものの支援だけでなく、御家庭への支援ニーズが、同時に学校の現場で見えてくるということが明らかになっていますので、この事業と大きく関わる場所があるのではないかと思います。1年間の運用の中でどこまで広げるかというのはあると思えますが、そういった視野を意識してもらうことも、学校教育との連携という意味ではありがたいのかなと思えました。

____委員 新規事業として御説明のありました参加支援事業や多機関協働事業等について、それぞれの事業担当を配置すると記載されていて、担当が福祉総務課になるようですが、担当はどのくらいの規模感が教えていただきたいです。

議長 各新規事業はどのような人員体制で行うのかということですが、いかがでしょうか。

事務局 福祉総務課の中に重層的支援体制整備事業のチームを組みまして、中核的な役割を担っていくということになってございます。人員体制は庁内で検討中ですので、ここで答えはできないのですが、いずれにいたしましても万全の体制で取り組みたいと思えます。

議長 十分な人員を確保していただけたらありがたいなということで、分科会の意見としてよろしく願いいたします。

____**委員** 資料②の8ページと11ページにまたがる内容です。水戸市としても、一つの課だけでなく多くの課にまたがって、複合的福祉課題対策会議を設置していたけれども、今後また連携を強化していきたいという話がありました。今回、重層的支援体制整備事業が動き出すのは、市民の方及び水戸市役所の職員にとっても大変良いと考えます。

確認ですが、重層的支援会議に上がってくるケースは、前提として本人の同意があるものだと思いますが、例えば高齢福祉課が関わっているケースで中々対応が難しいとなった場合に、重層的支援会議にあげるにはどういうプロセスを組むのでしょうか。統一されたシートや相談用紙に記入して、福祉総務課に連絡すれば、会議に出られるというイメージで良いのでしょうか。緊急度の判定もあると思いますが。

事務局 会議までのプロセスですが、基本的には既存の窓口、支援機関、あるいはこれまで蓄積してきた連携体制の中で解決できるものは対応していただくことが前提になりますが、先進自治体には各分野で共通して使えるような、対象者に困りごとを書いていただき、相談を受けた課が必要事項を記載して、次の支援機関に繋いでいく、つなぐシートというものがありますので、同様のものを本市でも導入していきたいと考えています。その上で連携の意識が出来るかと思いますが、それでも解決に至らない、繋ぎ先すら分からないものは多機関協働事業の方に話をさせていただいて、助言で済んだものに関しては支援に戻ってもらいますし、皆で共有しないと難しいケースについては重層的支援会議を開催して、皆で課題解決に向けた検討を行っていききたいと思います。

____**委員** 統一されたシートを使うということですね。また、会議にかけられるまでもなく福祉総務課からの助言で済むものは各課で行うと。中々難しいなという場合は、重層的支援会議を開いて、そこで揉んでいくというイメージなんですよ。原則、月1回の開催とありますが、この理由についてももう少しお願いします。

事務局 少なくとも月1回という意味合いの方が強く、仮に事例がなくても、意識の共有や勉強会的な内容を関係者間で最低月に1回は開催したいと考えています。事例がある場合には月に1回以上開催することも想定しております。

____**委員** 私からもいくつかあるんですけども、まず実働レベルでの責任の主体はどこにあるのかということです。私も実際に水戸市の高齢者支援センターで働いていたときに多問題的なケースがいくつかありましたが、自分の力及ばずで課題を見逃してしまうことがありました。後から違う分野の、例えば障害分野から、高齢の方で繋がっているケースなのにどうして話が上ってこなかったんだと言われてしまったときに、どう責任を取るのでしょうか。

また、そこに関わる人材の育成が必要かと思います。それぞれの分野で見るべきポイントが必ずあるので、専門職としてどう身につけていくのかお伺いしたいです。

それから、先ほどもお話がありましたが、こどもが見えてこないです。結局これをやったとしてもこどもが埋もれますので、こどもが自分なりに課題を持って声を上げられる体制にする必要があると思います。去年か一昨年にもお話ししましたが、この場にこどもがいないことが、こどもの問題をこども目線で考えられていないのかなと思っています。こどもの意見や視点を吸い上げていくために、まだ検討段階でも構いませんけれども、意見をお聞きしたいと思います。

議長 責任の所在という表現をしてくださいましたが、組織的にはどこが担うのか。

また、それを担う専門職の方々の人材育成という言葉がありましたが、そのためには人材の確保も必要なんだろうと。その上で育成の流れをどう考えていらっしゃるか。もう一点は、こどもの参加ということで、こどもの声が反映されていないということです。この会議体だけではないと思いますけれども。事務局の方からお願いします。

事務局 重層的支援体制においても、ケースの実施主体は従来どおり既存の支援機関にあります。ただ、多機関協働事業に繋がってくるような事例については、その支援に入るときには、支援プランやその経過、終結の判断に至るまで、多機関協働事業の方で進捗管理までしていきます。その中で、例えば障害分野の方は計画どおり支援できているのに、違った分野の人はずっと支援出来ていないという場合には、多機関協働事業の方で進行管理していきたいと思っています。

また、多機関協働の方で、支援者支援という機能を持って、専門職からの相談も受けられるような立場になっていければと考えています。専門職としてどういう視点でそれを受け止めるのかというのが非常に重要だと考えております。経験豊富な職員であればある程度出来るようになるのかもしれないですが、若手も含めてどのように育成していくのか。こちらに関しては、庁内の専門職に向けて、人材育成の方針を定めてプログラム化して、職員のレベルに合わせて必要な知識を身につける機会を、重層的支援体制整備事業とは別で同時に進めていきたいと考えているところです。外部の方に向けては、現時点でなにか固まっているわけではないですが、必要に応じて研修や情報交換の機会は設けていきたいと考えております。

最後に、こどもの声を直接聞ける仕組みという点については、中々難しい課題だと捉えておりますので、今後そちらも踏まえて検討していきたいと思っています。

委員 別な角度からの質問なのですが、恐らく出来る業務には限度があるんだろうと思いますので、生成AIをどのように活用していくのか。例えば、産学官とって、当たり前のように民間の手法を取り入れながら、教育分野に入っていき地方自治体なんかもありますし、ベンチャーや生成AIを有効活用していくことも出来ると思います。限度ある業務をカバーリングしていくためにこういった検討も必要かと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長 AIの活用や学校、民間との連携については、事務局からいかがでしょうか。

事務局 AIの活用につきましては、国の方で共通した情報共有システムの研究が進められているところです。誰がどんな困りごとかを聞き取ることが出来れば、それに対する対応例がでてくるように、モデル的に研究や事例の蓄積が進められているところです。今後国の方の動向を見ていきたいと思っています。各分野でのAIの活用も検討されているところがございますので、情報収集に努めて、必要なものは積極的に取り入れられると良いのかなと考えている段階です。

委員 時間は待たないに來ますので、整備事業を構築するためにスピード感がものすごく求められるんですね。こどもの観点からいうと、希薄な部分は確かにありますけれども、こどもまんなかという非常に良いキーワードがある中で、こどもは1年ごとに成長していき、考え方も変わりますので、我々がそのスピード感に乗れているのかということ、疑問を呈さなくてはいけないのかなと思っています。そこについてはいかがでしょうか。

事務局 スピード感は、我々行政といたしましても、常日頃から課題の一つとして捉えております。重層的支援体制整備事業の中でも、スピード感は非常に重要かと思われ。ただ、来年度は事業の初年度ですので、とりあえず走りださせていただきまして、その後

徐々に経験を重ねながら、そのあたりを進めていければと考えております。

議長 まずは事業をスタートさせて、そこから今おっしゃっていただいたことを意識していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

委員 委員さんが最後に非常に重要なことをおっしゃられていて、その答えがまだ出ていませんでした。社会福祉の中に子どもが権利の主体として含まれるのであれば、市町村が子どものことを決めるときには子どもの声を聞かなければならないということが、努力目標ではなく子ども基本法第11条に定められているので、子どもの声は必要だと思います。大人が子どものために良いと思って考えることと、子どもが考えることは一緒にはならないということが分かっていて、子ども家庭庁の子どもまんなか社会の中にも入っていますし、水戸市第7次総合計画にも位置付けられていたと思います。今後こうなっていくんだろうという期待を込めてお話させていただきますと、子どもは18歳までですけれども、国連等では18～24歳を若者という規定をしていて、子ども、若者の声を聞いて色々動いています。そういったことを考えると、18歳以上の大学生や青少年団体に活動している方の声が社会福祉審議会に入ってきてもいいのではないかと考えています。

また、子どもの声を聞かなくてはならないからといって、アンケートをとって終わりにしてしまう市町村が出てきてしまっていることが問題になっています。子どもの声を吸い上げる場を作って、子どもたちにちゃんとフィードバックをするということまでが子どもの声を聞くということですので、子どもが権利の主体として定義付けされていることを市町村の方にも理解して、考えていただきたいなと思っております。

議長 私が進行上一つ御回答を飛ばしてしまっただけかもしれません。市としてどう子どもの声を吸い上げていくのか、事務局からお願いします。

事務局 本市における子どもの意見聴取と施策への反映状況について、御説明させていただきます。

本市におきましては、令和5年7月7日に子どもまんなかサポーター宣言を行い、子どもまんなか社会の実現に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。また、子ども基本法の中で努力義務が課されました市子ども計画の策定につきまして、本市はいち早く、令和6年度に策定を完了しております。策定に当たっては、子ども・若者の意見を施策に反映するため、中学生、高校生相当年齢者、若者に向けたアンケートをするとともに、商業施設や図書館に職員が出向いて、直接、小学校の低年齢の子ども等に意見を聞きました。さらに、小学校4年生から中学生が持っている1人1台端末を利用してアンケートをするなど、幅広く、多くの意見を聴取し、施策に反映してまいりました。

その意見をどのようにフィードバックするかというのも非常に重要ですので、意見と施策への反映状況を子ども計画の中に記載するとともに、反映等できなかった意見に関しましても、各学校を通じてその理由とともにフィードバックしております。

子どもに関する施策等につきましては、児童福祉専門分科会という別の審議会がございまして、そちらの分科会で御協議いただいておりますので、御理解いただければと思います。

議長 ありがとうございます。水戸市の取組について教えていただきました。子ども自身の声を反映するということが非常に重要であると感じました。その他ありますか。

委員 皆様の御意見を聞かせていただいて、大変勉強になりました。私から二点要望をさせていただきます。答弁は結構です。いただいた資料①の2ページに、新規事業の担当者を配置するというところで、大変素晴らしいと思っております。せっかくスタートを切

るということで、手薄になってしまったりとか、決まった職員、担当課に大きな負荷がかかることがないように、十分な人員配置をするよう強く要望させていただきます。これから年度末、年度初めに向けて組織が変化していくタイミングだと思うのですが、よろしくお願いたします。

もう一点がいただいた資料②の11ページです。中段から、会議の区分について二つ分けて書かれているのですが、特に下段の構成員のところがとても重要だと思っております。例えば、重層的支援会議の構成員を読みますと、今日出席されている担当課以外にも、案件に応じた関係課や、関係する支援機関、また学校や教育委員会というのも場合に応じて入ってくると書かれています。なにより相談者本人も入っているので、本人不在でなにかされるというよりは、本人の声を聞きながら会議が開催されるのはとても良いと思っております。こういった会議を開くにあたって、所管以外の課が関わることも大いにあり得るということが理解出来ました。庁内全体として、重層的支援体制整備事業という新規事業が始まるということと、必要に応じてここにいない課にも協力体制をお願いすることがあるということを周知していただき、そのときは絶対に断らないでいただきたいと分科会からも声が上がったということできちんと伝えていただき、問題解決に向けて取り組んでいただきたいという要望でございます。

____委員 資料②の12ページの目標指標として、令和8年度の目標指標が書かれていますが、こちらは去年もあったのでしょうか。

議長 この事業を進めていく上での1年間の目標として令和8年度末までの目標となる数値が記載されております。こちらを目標にした背景を教えてください。

事務局 指標のうち、新規事業となる⑥、⑬～⑮については、初めて設定した数値になります。その他については、これまで取り組んできた事業ですので、各個別計画に掲載されている既存の目標値を各課から報告を受けて一覧にしているという形です。

議長 資料②の3ページに計画の位置付けというのがありまして、水戸市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と重層的支援体制整備事業実施計画に相互矢印が書かれていますが、この二つの計画の連携はどのように位置付けをしていらっしゃるのか教えてください。

事務局 資料②の10ページを御覧ください。こちらには例として三つ事業を掲載させていただいております。地域づくりを進めていく上では、社協さんが大きな力と経験をお持ちですので、これまでの社協さんの取組を生かしながら、さらに対象者を拡大してニーズを把握しながら、地域の中で多くの方が交流、気楽に参加できる居場所を作っていくような連携を出来ればと考えています。

議長 ありがとうございます。市社会福祉協議会との連携を強化するということが記載されているようです。重層的支援体制整備事業との関連という意味合いでは、このあたりでしょうか。

____委員 活動計画との関連ということにおきましては、先ほどの地域づくりの三つの事業だけでなく、第4次地域福祉活動計画の中でも重層的支援体制整備事業の積極的な活用という項目を設けまして、地域共生社会の実現に向けて、法人全体で取り組んでいこうという位置付けをしております。地域共生社会の理念が平成28年に出されたものですから、打ち出されてもう10年は経つと思います。そこから改めて令和2年に重層的支援体制整備事業が出来て、さらに昨年5月に地域共生のあり方検討会議の中間の取りまとめが出さ

れたという経緯がございます。その中でも包括的支援体制の理念が、市町村の努力義務になっても中々進まないというのがあって。また、実際事業をやっているところに関しても、十分な評価がなされていないという意見が出されていたかと思います。行政は法に基づいて、我々は住民のニーズに基づいて施策を展開していくことが基本になりますので、行政と関係機関では対応できないものを繋ぎ合わせていく協議体としての役割、事業を実施していく事業体としての役割、社会資源を作り出して変えていく運動体としての役割を認識しながら、重層的支援体制整備事業に対して市と協議して参りたいと考えております。

議長 ありがとうございます。重層的支援体制整備事業を進めることは元々の活動計画にも位置付けられているということですが、マンパワーや予算のところは既に御協議されているという認識でよろしいでしょうか。踏み入ったことをお聞きして申し訳ありませんが。

____**委員** 協議はしておりますが、検討段階でございます。ここ数年、人材育成には力を入れてきたので、重層的支援体制整備事業にはコミュニティソーシャルワークができる人材を充てていきたいと思っております。

議長 資料②の8ページのイメージ図に、困りごとを抱えた方、地域の方の気付きの下に相談と書いてありますが、この方たちは中々相談にたどり着かないんだらうなと思います。どうやって誰が繋げるのだらう、相談に繋がる可能性をどのように高めていったら良いのだらうという疑問があります。ほかの市町村のいい例を御存知であれば教えていただきたいのですが。

事務局 先進事例を色々見させていただいた中でも、それぞれの土地柄の特性があり、例えば大阪府八尾市であればおせっかい日本一を掲げて地域ぐるみでという意識があるように感じました。相談支援の仕組みと地域づくりの両輪で走って行くのが、重層的支援体制整備事業だと思います。具体的に今の時点でこれが効果的だと明言できるものはありませんが、水戸市でも地域の取組や地域の気付きを得られる仕組みというのは、我々が把握していないだけで沢山あると思います。今あるものをしっかり活用して、各事業の担当が地域に向いて声を拾い上げていく、又は御本人が声を上げられなくても周りの方が気付いて私たちが受け止めていくという意識を持って事業を展開していきたいと考えています。

議長 先ほど地域の方の気付きと、御本人の相談とをどうやって外側から地域で支援していくのか。先ほどありました目標指標の他にも、どのようにしてこの事業に繋がったのか、ケースやプロセスを分析、検討していただけたら、今後の有益な情報になるのではないかと思います。

市としては、この事業を来年度からスタートしたいということで、私たちはそれを応援していこうというところです。そして1年後、どんな成果が得られたのか、課題があったのか審議したいと思います。よろしければ、議題（1）につきましては、以上で終了とさせていただきます。それでは、議題（2）その他ですが、なにか事務局からありますか。

事務局 ありません。

議長 本日の議題は以上となります。委員の皆様には、色々と御意見をいただきありがとうございました

事務局 以上をもちまして、水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を閉会いたします。本日は、長時間にわたり御協議いただき、ありがとうございました。